

2015年度

運輸安全報告書



静鉄ジョイステップバス株式会社



本レポートは

お客様から、より一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して私たちが「安全・安心・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	…	…	P 3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	…	…	P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	…	…	P 4
(総件数および類型別の事故件数)			
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	…	…	P 4
5. 輸送の安全に関する重点施策	…	…	P 4
6. 輸送の安全に関する計画	…	…	P 6
7. 各種表彰関係	…	…	P 14
8. 輸送の安全に関する予算等の実績額	…	…	P 15
9. 事故、災害に関する報告連絡体制	…	…	P 15
10. 安全統括管理者、安全管理規程	…	…	P 15
11. 2016年度の輸送に関する重点施策	…	…	P 16



整備講習会の風景



接客接遇講習会の風景



宿泊先でのアルコールチェック風景



安全運転中央研究所の研修風景

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

安全に関する基本方針

- ① 「輸送の安全確保」がバス事業最大の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力をすることが最大の責務である。
- ② 輸送の安全に関する法令・規則を遵守し、それを従業員一人ひとりが確実に励行する。
- ③ 組織一体となって、安全確保に不断の努力を傾注し、お客様の信頼に応えるとともに、地域・社会の発展に貢献する。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2015年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

順位	目標	達成状況
1	・重大事故件数(静岡運輸支局報告) 目標0件	・0件 (○)
2	・接触傷害事故件数 0件	・0件 (○)
3	・年間有責事故件数 13件	・19件 (✗) *後退時不適当による事故件数
4	・安全行動の確実な実施	・4件 (✗) *後退時不適正による事故件数
5	・情報共有による同一事故の再発防止	・7件 (✗)

(○:達成 ✗:未達成)

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2015年4月1日から2016年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0 件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針にもとづいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

【年間事故防止目標】

① 後退時と左右安全不確認による事故撲滅

【年間事故防止施策】

① 安全行動の確実な実施

- ・指差呼称の徹底
- ・後退時のハザードランプの点灯
- ・より確実な安全行動の実施

② 情報共有による同一事故の再発防止

- ・事故情報掲示板への事故事例の掲示
- ・回覧、捺印、面接による周知の徹底
- ・ハザードマップの充実化による再発防止の徹底

③ 始発時の正しい運転姿勢の確認

- ・出発時のミラーの見え方の確認（死角の確認）
- ・出発時のシート位置の調整（死角を減らす調整）

【年間基本重大事故撲滅 5 項目の徹底】

1. 発車の操作

- ① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車」を行う

2. 交差点の操作

- ① 黄色信号の進入は絶対厳禁とする

(歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする)

- ② 右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、徐行して進行する（矢印信号は除く）

- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。（矢印信号は除く）

3. 横断歩道の操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。

- ② 歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

4. 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保（運行管理規定参照）

- ③ 停車中は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離 2 メートル以上を確保する。

4. 危険を予知した時の操作

- ① すぐに停止できる速度で徐行を行う。または一旦停止する。

※ 危険を予知した時とは、「子どもの飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」等の予知された時であって、予め場所は指定しない。但し、過去の発生場所は実施。

【防衛三原則の徹底】

1. 調節

運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

2. 集中

進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3. 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を、思いやりの気持ちをもって譲り合いの精神で進んで避譲する。

【月間事故防止目標】

- 4月 子どもと高齢者に対しての事故撲滅 (4~6月安全運転コンクール実施春の交通安全運動実施) [起因する事故なし]
～新入学園児・児童及び高齢者は予想より動きが変わるのでよく確認注意～
- 5月 追突事故撲滅 (4~6月安全運転コンクール実施) [起因する事故なし]
～梯団輸送時、車間距離の徹底～
- 6月 梅雨期・降雨時の事故撲滅 [起因する事故なし]
～視界が悪くなるので早めの点灯 路面が滑りやすくなるので速度を落とす。
- 7月 業務用無線の活用による運行ミスの撲滅 (夏の交通安全運動実施) [起因する事故なし]
～複数仕業の場合、次仕業に入る前に、無線の届く範囲で配車・出発時間の確認～
- 8月 歩行者、二輪車の追越し時の事故撲滅 [起因する事故なし]
～追越し時 1m以上の間隔、追越しが終了するまで目を離さない～
- 9月 交差点、横断歩道における事故撲滅 (秋の交通安全運動実施) [起因する事故なし]
～右折時は交差点中央で一旦停止後再徐行で進行する～
～左折時はハンドルを切る手前で一旦停止後、再徐行で進行する～
- 10月 渋滞、混雑時の防衛運転 [起因する事故なし]
～防衛三原則の徹底～
- 11月 薄暮からの夜間の安全運転の励行 [起因する事故なし]
～16時からヘッドライトの点灯 夜間は速度を落とし先行車や対向車が居ない場合はハイビーム活用～
- 12月 わき見運転の撲滅 (年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施・年末の交通安全運動実施) [起因する事故なし]
～師走を意識しての防衛運転の徹底
- 1月 雪道走行・凍結箇所の事故防止 (年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施)
～スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装～ [起因する事故なし]
- 2月 健康に起因する事故の撲滅 [起因する事故なし]
～スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装～
- 3月 重大事故の撲滅 [起因する事故なし]
～重大事故撲滅 5項目の完全実施～

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況について次とおりであります。

【運輸安全マネジメント・運行関係】

1) 経営トップ（池田社長）による職場巡視(年間4回)

- ・ 現場部門 静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所の3営業所の双方コミュニケーション意見交換

2015年12月17日 社長巡視 掛川（営）他年間4回実施

本社 池田社長 大畠業務管理課課長

掛川営業所 藤田所長・渡部係長・萩間係長



掛川営業所 社長巡視風景

2) 安全統括管理者営業所巡視

- ・ 安全統括管理者が現場へ出向き、事故防止を直接乗務員に指導、伝達意見交換を実施

2015年6月24日 安全統括管理者巡視



静岡営業所巡視



掛川営業所巡視

3) 定例会議での事故防止関係

- ・ 管理者会議（本社、営業所管理職）・・・・・・毎月 1 回
- ・ 本部事故防止委員会（本社、営業所管理職）・・・・・・毎月 1 回
- ・ 支部（3 営業所）事故防止委員会・・・・3 ヶ月に 1 回程度

※ 本部事故防止委員会・運行管理者会議

目的 議論を通じ、自動車運送事業者（バス事業者）の使命は輸送の安全確保が絶対的な条件であり、社会的な責務であることを認識させる、会議を通じ更なる安全管理体制の向上や安全風土を構築させるため、事故再発防止に有効必要な見直し・改善を行なうこと。

4) 全運転士への個人面接指導

- ・ 営業所長による個人面接（年に 4～6 回）
- ・ 適正診断、定期健康診断の結果に基づく指導
- ・ 運転記録証明書（5 年分）申請後、違反者に対しての指導

5) 各営業所の乗務員出勤及び点呼執行者実態監査（早朝 5：00～9：00）

- ・ 始業前車両点検 アルコールの有無 健康状態確認 携行品 身だしなみ等
- ・ 点呼執行者の厳正な点呼遂行確認



出勤監査風景

6) 出先監査の実施

- ・ 平成 27 年 10 月 1 日～12 月 15 日間、出先監査月間として、東名高速道路の S A ・ P A 等の各地で各営業所管理者、本社総務部、営業部全員で各営業所車両合計 87 台、運転士 87 名、ツアーガイド 28 名を監査。
監査項目・・・身だしなみ（制服・制帽・胸札・車内名札・靴・靴下） ミーティング態度 喫煙マナー 私語 お客様に対しての態度言葉使い 出発時の挨拶 輪留め タイヤ点検 指差確認 業務用無線の活用等

7) 地震発生時の緊急避難訓練・情報伝達訓練の実施

実施日：2015年9月1日 参加人員 68名

- ・訓練想定

9月1日午前8時00頃、駿河湾を震源地とするマグニチュード8の大規模な地震が発生、静鉄ジョイステップバス営業エリア全域で震度6弱となり、甚大な被害が発生するとともに、沿岸地域において大津波による被害も発生した。

- ・訓練項目

- ①緊急地震速報受信後、各営業所へ伝達
- ②本部要員召集訓練及び支部要員召集訓練

(本部・支部とも係員以外にも連絡網にて連絡をする)

- ③地震発生直後における災害応急対策の実施(対策本部・対策支部の設置)

- ④運行車両との情報伝達訓練

- ⑤各支部内の防災設備の点検整備

- ⑥各支部従業員の一時的避難訓練

- ⑦地震災害時に備えた非常持ち出し品の点検及び確認

- ⑧本部・支部情報伝達訓練(被害情報の正確かつ迅速な収集・共有化)

- ・緊急避難訓練終了後に、消火器・発炎筒・バス車内の非常口からの脱出訓練の実施

8) 運輸の安全に関する運行保安監査の実施

業務管理課による定期監査の実施

実施 静岡、焼津、掛川営業所(各営業所2ヶ月に一度実施)

- ・確認事項

点呼 乗務記録簿 乗務員教育内容 掲示物 営業所施設 車庫の状況

その他運行管理全般

- ・記載内容を確認したもの

点呼記録簿 乗務日報 運行記録 教育指導・監督記録 乗務員台帳 車両台帳

運行管理規程 整備管理規程 事故報告記録

- ・整理及び保存状況を確認するもの

運輸支局申請書類控 健康診断・適性診断受診状況 定期点検記録簿 就業規則

3・6協定書 乗務員服務規程 事故・異常気象時対応マニュアル

運行管理者等指導講習手帳 整備管理者研修手帳 苦情・遺失物記録簿 等

- ・静岡県バス協会より監査実施

9) ツアーガイドへの安全機材講習の実施 3月 20 日実施

新人ツアーガイドへの三角板、発煙筒等、安全機材の取り扱い説明
死角等の説明



死角講習①



死角講習②

10) 雪上訓練 12月 23 日～24日実施

行先 北信ルート（斑尾高原・北志賀高原方面）
白馬ルート（梅池高原・白馬方面）
参加者 2015年度入社2名 その他引率者含む15名
訓練内容 道路状況の把握 ダブルチェーン・シングルチェーン着脱訓練
狭隘道路上でのすれ違い走行 寒冷地における車両の取扱い
A B S体験 各スキー場乗降場所の確認等

11) 旅客交通安全研修の実施（自動車安全運転センター）

平成27年9月20日～21日 一泊二日 5名受講

研修項目 [座学] 省燃費運転

[実技] タイヤ特性と空気圧減少の違い 基本走行 慣熟走行・乗客の安全確保
運転と反応 バスの視界と死角 フロントリアのオーバーハング ブレーキング



座学講習会



実技講習会

12) 従業員全体講習会

平成 27 年 4 月 7 日 4 月 13 日の 2 回 12 月 15 日、21 日の 2 回 計 4 回

受講対象者 乗務員を含む全従業員

講習項目 ・社長のお話

- | | |
|---------------------|------|
| ・外部講師 4 月 自動車事故対策機構 | 八木講師 |
| 12 月 自動車事故対策機構 | 八木講師 |

①輸送の安全性の更なる向上に向けて

健康管理の重要性について

運輸安全マネジメント制度・制定の起因について

運輸規則第 38 条第 1 項・2 項の取組について

② 映像によるヒヤリハット教習

③ 静岡鉄道よりイメージ戦略説明

④ 2014 年度の当社の事故関係及び 2015 年度事故防止目標等について

⑤ 営業所所長より、2015 年度営業所独自の施策発表

⑥ 締役総務部長の挨拶



4 月第一回全体講習会



12 月第一回全体講習会



4 月第二回全体講習会



12 月第二回全体講習会

13) 救命救急講習会

平成 27 年 8 月 10 日、26 日 9 月 7 日の 3 回

受講対象者 乗務員を含む全従業員 3 日間で 127 名受講

指導員 静岡市消防本部南分所、指導員

- 講習項目
- ・最近の救命救急変更点について
 - ・緊急時の心構え
 - ・人工呼吸教習
 - ・A E D 教習
 - ・D V D による救命救急の重要性の講義



全体の風景



講師の説明

14) 整備講習会

平成 26 年 8 月 26 日 平成 27 年 1 月 5 日 静岡、焼津、各整備工場で実施

参加人員 各営業所乗務員、整備担当 54 人参加

講習項目

- ・ベルト類の点検方法
- ・緊急時のバッテリーの接続方法
- ・緊急時の確認箇所と手順



夏期講習会



冬期講習会

15) 高齢運転士、事故惹起者への特別指導

平成 27 年 9 月 9 日 本社第二会議室にて複数回事故惹起者指導

12 月 15 日 本社第二会議室にて高齢運転士講習会実施

講習内容項目

- ・事故を起こす人の特徴、対策
- ・動体視力の低下の自覚とコメントリー運転の推奨
- ・健康管理について



単年複数回事故惹起者指導



高齢運転士講習会

16) 社内飲酒運転防止インストラクターによる飲酒運転防止講習

特定非営利活動法人 A S K (アルコール薬物問題全国市民協会) の企画・実施による A S K 飲酒運転防止インストラクター養成講座を、平成 27 年度は 6 名受講し、4 名が資格を取得致しました。

営業所単位でのアルコール講習会の際、指導員として所長を補佐しております。

17) 国交省主催各種セミナー参加

- ・運輸安全マネジメント ガイドラインセミナー 2 名受講
- ・運輸安全マネジメント 内部監査セミナー 1 名受講
- ・運輸安全マネジメント リスク管理セミナー 1 名受講

7. 各種表彰関係

各種表彰関係

- ・平成 27 年度静岡県高速道路交通安全協議会中部支部会長表彰 1 名受賞
- ・平成 27 年度静岡県高速道路交通安全協議会中部支部支部長表彰 4 名受賞
- ・平成 27 年度静岡県バス協会会长賞表彰 3 名受賞
- ・第 52 回静岡県自動車連合会安全運転コンクール 一般社団法人静岡県バス協会会长表彰
各営業所受賞 事業者表彰受賞
- ・優良ツアーガイド表彰 3 名受賞



高速安全協議会表彰式



安全運転コンクール表彰式①



優良ツアーガイド表彰



安全運転コンクール表彰式②

8. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2015年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位 : 円)

主 な 項 目		金額
全体	運転記録証明書(174名分)	109,620
全体	定期健康診断 特定業務健診(深夜業)	1,863,576
全体	全体講習会講師派遣料	432,000
全体	特定健康診断	718,516
全体	クレフィール湖東安全運転研修参加費用(8名分)	381,888
3営業所	営業所無事故報奨金6回分	60,000
3営業所	運転士無事故報奨金	6,030,000
3営業所	事故防止目標ポスター70枚	95,040
	飲酒運転インストラクター養成講座受講料 4名	74,000
3営業所	ドライブレコーダー搭載4台	1,295,352
全体	無呼吸症候群検査(44名)	237,600
全体	自動車安全運転センター研修5名	251,000
全体	安全のしおり	608,580
全体	安全運転カード	106,920
全体	安全DVD	560,250
合 計		12,824,342

9. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3)「事故、災害等に関する報告連絡体制」参照

10. 安全統括管理者、安全管理規程

- ① 安全統括管理者：取締役営業部長 池田 博久
- ② 安全管理規程：(別紙1)『安全管理規程』参照

11. 2016年度の輸送の安全に関する重点施策

2016年4月1日から2017年3月31までの期間（2016年度）は、下記基本方針に基づいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

[安全に関する基本方針]

- ① 「輸送の安全確保」が、バス事業最大の使命であることを深く認識し、社長および役員・社員一同が安全確保に最善の努力をすることが最大の責務である。
- ② 輸送の安全に関する法令・規則を遵守し、それを従業員一人ひとりが確実に励行する。
- ③ 組織一体となって、安全確保に不断の努力を傾注し、お客様の信頼に応えるとともに地域・社会の発展に貢献する。

[年間基本「重大事故撲滅五項目」の徹底]

1) 発車の操作

- ① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車。」を行う。

2) 交差点の操作

- ① 黄色信号時の侵入は、絶対に厳禁とする。
(歩行者用信号点滅時は速度を緩め停止の準備をする)
- ② 右折時には、交差点中心で、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車したあと、徐行して進入する。(矢印信号は除く)
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進入する。(矢印信号は除く)

3) 横断歩道での操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 横断歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置く。

4) 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ② 停車時は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離2メートル以上を確保する。

5) 危険を予知した時の操作

- ① すぐに停止できる速度で徐行を行う、または一旦停止する。
* 危険を予知した時とは、『子供の飛び出し』や『自転車・二輪車・バイクの飛び出し』等の予知された時であって予め場所は指定しない。過去の事故発生場所は実施。

[年間基本「防衛三原則」の徹底]

1) 調節

運転は常に道路、交通、天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

2) 集中

進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3) 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にはみずからの権利を思いやりの気持ちをもって、譲り合いの精神で進んで避譲する。

[年間事故防止目標]

- ◎ 防衛三原則「調節、集中、謙譲」の徹底・安全動作の厳守による事故撲滅

[年間事故防止施策]

1. 安全行動の確実な実施

- ・指差呼称の徹底(左前よし、右よし、車内よし出発)
- ・後退時ハザードランプの点灯、窓を開けての確認
- ・コメントリー運転の推奨
- ・点呼時における防衛三原則の呼称の徹底
- ・始発時の正しい運転姿勢の確認

2. 情報共有による同一事故の再発防止

- ・事故情報掲示板への事故事例の掲示
- ・回覧、捺印、面接による周知の徹底
- ・ハザードマップの充実化による再発防止の徹底

3. 営業所単位での事故防止体制の構築

- ・静岡営業所 車内事故の撲滅 焼津営業所 待機場所及び周辺での事故撲滅
- ・掛川営業所 車庫内における事故の撲滅

[月間事故防止目標]

- 4月 子どもと高齢者に対しての事故撲滅 (4~6月安全運転コンクール実施・春の交通安全運動実施)
※新入学園児・児童及び高齢者は予想より動きが変わるので、よく確認注意
- 5月 追突事故撲滅 (4~6月安全運転コンクール実施)
※梯団輸送時、車間距離の徹底
- 6月 梅雨期、降雨時の事故撲滅 (4~6月安全運転コンクール)
※視界が悪くなるので早めの点灯。路面が滑りやすくなるので速度を落とし、充分な車間距離の確保
- 7月 業務用無線による運行ミスの撲滅 (夏の交通安全運動実施)
※複数仕業の場合、次仕業に入る前に無線の届く範囲で配車・出発時間の確認
- 8月 歩行者、二輪車の追越し時の事故撲滅
※追越し時 1m 以上の間隔、追越し終了するまで目を離さない
- 9月 交差点、横断歩道における事故撲滅 (秋の交通安全運動実施)
※右折時は交差点中央で一旦停止後、再徐行で進行する 左折時はハンドルを切る手前で一旦停車後、再徐行で進行する
- 10月 渋滞、混雑時の防衛運転
※防衛三原則の徹底
- 11月 薄暮から夜間の安全運転の励行
※16時からのヘッドライト点灯、ハイビームの活用
- 12月 わき見運転の撲滅
※師走を意識しての防衛運転の徹底
- 1月 雪道走行・凍結箇所の事故防止(年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施)
※スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン着装
- 2月 健康管理に起因する事故の撲滅
※風邪等に注意し常に健康状態を保てるよう体調管理に努める
- 3月 道路状況の早期確認
※渋滞、山間部降雪による道路状況変化の早期確認に努める

[日間事故防止目標設定]

各営業所にて設定 毎日の点呼時に呼称し乗務員に指導

[年間事故防止数値]

- ◎重大事故件数（国土交通省報告事故） 0 件
◎人身事故件数 0 件
◎年間有責事故件数全体 対前年 50% 減 9 件

(別紙1)『安全管理規程』

安全 管理 規 程

2013(平25)年10月1日改定

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を充分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要な認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育および訓練・研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- 一 会社全体の年間目標
- 二 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保をするための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 営業部長「貸切バス事業の営業および管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理、運行における管理、教育および車両整備担当」（以下「以下担当部長」という）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。

4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
- 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- 三 第三条の輸送の安全に関する方針、第四条の輸送の安全に関する重点施策、第五条の輸送の安全に関する目標および第六条の輸送の安全に関する計画を誠実に実施すること
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
- 六 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一條 第三条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、第六条の輸送の安全に関する計画に従い、第四条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第十二條 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙「緊急体制連絡網」により行う。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があつた場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対し公表する。

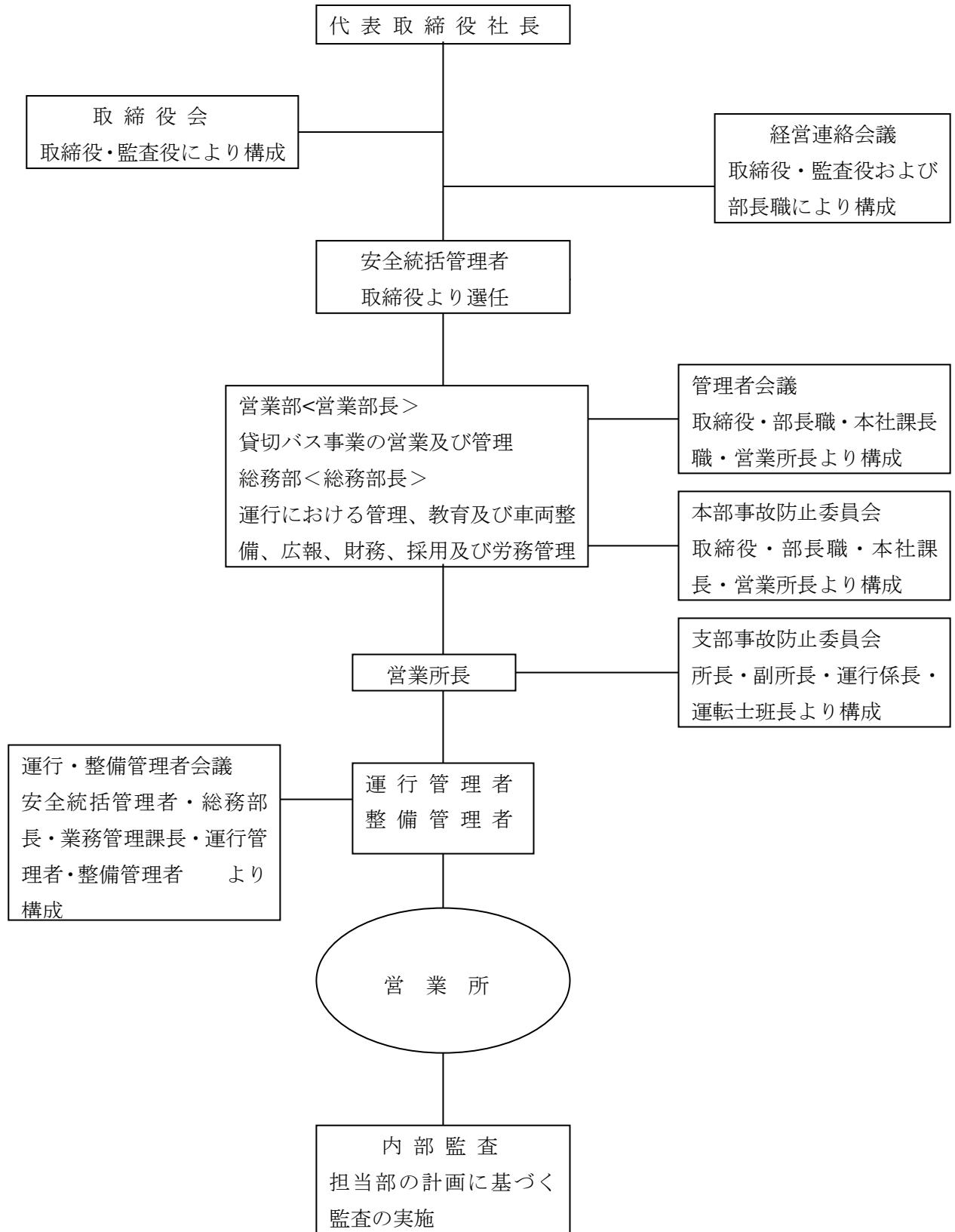
- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③ 自動車報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
(総件数および類型別の事故件数)
 - ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
 - ⑥ 輸送の安全に関する計画
 - ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
 - ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 - ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果および、それを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

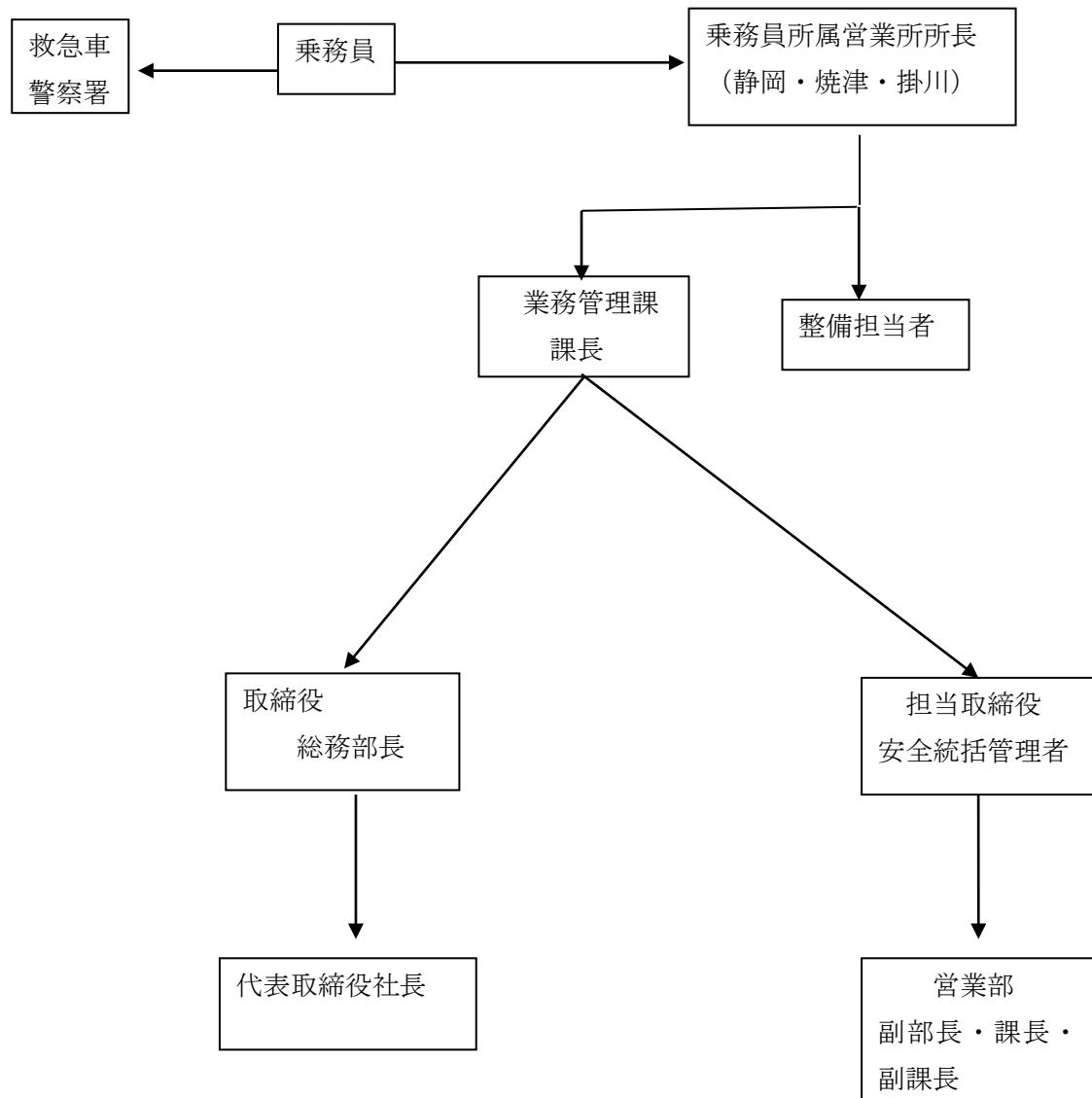
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役に報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は 5 年間とする。

(別紙2) 『輸送の安全に係る情報の伝達体制とその組織体制』



(別紙3) 『事故、災害等に関する報告連絡体制』



今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関して、ご意見・ご要望などございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部 (054) 257-7600

2015年度 運輸安全報告書

静鉄ジョイステップバス株式会社

総務部 業務管理課 課長 大畠真也

〒421-0113 静岡市駿河区下川原南2-30

<http://www.joystep.co.jp/company/contact.html>

2016年6月発行